

阿高第 188 号
令和3年 9月10日

居宅介護支援事業所管理者 様

阿賀野市民生部高齢福祉課長

居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の
取扱いについて（通知）

このことについて、令和3年度の取扱いは、別添1「居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取扱い」のとおりとします。

については、正当な理由の有無に関わらず、特定事業所への集中が80%を超えた場合は、別添1により届出を行ってください。

なお、令和3年度の届出の提出期限等は下記のとおりです。

記

1 令和3年度の届出の提出期限と判定期間

	提出期限	判定期間
前期	令和3年9月30日（木）まで	令和3年3月1日から令和3年8月末日
後期	令和4年3月15日（火）まで	令和3年9月1日から令和4年2月末日

2 届出先

阿賀野市役所 民生部 高齢福祉課 介護保険係

※ご不明な点はお問い合わせください。

【担当】阿賀野市 民生部 高齢福祉課
介護保険係 神田 渉
Tel.0250-62-2510（内線2123）
E-mail kaigo@city.agano.niigata.jp